

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団  
平成24年度第1回評議員会臨時会 議事録

1 日 時 平成24年4月27日(金) 午後7時~午後7時45分

2 会 場 栃木県宇都宮市上大曾町492-1 ホテル東日本宇都宮 3階会議室

3 出席者 評議員 総数11名, 定足数6名

出席評議員(10名)

亀卦川良宣, 菊池進一, 高橋映夫, 廣瀬誠, 横松薫  
手塚英和, 阪口勉, 鈴木博, 栗田昭治, 鈴木秀和

理事 総数10名

出席理事(10名)

理事長 稲野秀孝, 副理事長 小林豊, 常務理事 鈴木敬一  
理事 齋藤公司, 片山辰郎, 菊地善郎, 土川康夫  
中村勤, 斎藤高藏, 大森良雄

監事 総数2名

出席監事(2名) 佐藤行正, 大林厚雄

その他の出席者(10名)

事務局長 熊谷照夫

検診センター次長(経営管理課長兼務)

竹田昭夫

総務課長 落合陽子

救急診療課長 神藤信子

営業企画課長 手塚弥生

検診課長 杉山ナオミ

准看護高等専修学校学科長 山本智代

歯科衛生士専門学校学科長 古泉卓

総務課グループリーダー-副主幹 石嶋甚一郎

宇都宮市保健所総務課長 石岡和男

4 議 長 横松薫 評議員

5 議 案

報告事項

報告第1号 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の概要

報告第2号 平成24年度公益財団法人宇都宮市医療保健事業団事業計画・収支予算

決議事項

議案第1号 常務理事の報酬総額等の決定について

6 議事の経過の要領及びその結果

冒頭で、事務局より、本評議員会は公益財団法人移行後の最初の評議員会であることから、出席した評議員、役員、及び関係職員全員の紹介を行った。

続いて 議長互選については、亀卦川評議員より横松評議員が適任ではないかとの発言があり、出席した評議員全員がこれを了承し、横松評議員が議長に選出された。

議長が開会を宣し、事務局より本評議員会が定足数を満たしており、適法に成立する旨の報告がされた。

なお、議事録署名人については、議長より、議長指名でよろしいかとの提案がされ、全員異議なくこれを承認し、菊池進一評議員と阪口勉評議員の2名が指名され、兩人ともこれを承諾し直ちに審議に入った。

#### **報告第1号 公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の概要**

議長の求めにより、事務局長から資料に基づき、平成24年4月から新たに公益財団法人として発足した当法人の沿革、事業目的、事業内容等の概要について報告がされた。

鈴木博評議員より、沿革のうち夜間休日救急診療事業で「準夜から翌朝7時まで」とあるが、準夜の時間帯及び内容についての質問がされ、神藤救急診療課長より、準夜は午後7時30分から開始される診療であり、医科については午後7時30分から午後11時30分で、歯科は午後7時30分から午前0時までであるとの回答がされた。

また、鈴木常務理事より、準夜帯のほか翌朝7時までの診療を深夜帯とし、夜7時30分から翌朝7時までを総称して夜間診療というとの補足説明があり、鈴木博評議員はこれを了承した。

この後、特に意見もなく、報告第1号について出席評議員10名全員により了承された。

#### **報告第2号 平成24年公益財団法人宇都宮市医療保健事業団事業計画・収支予算**

議長の求めにより、事務局長から資料に基づき、平成24年度公益財団法人宇都宮市医療保健事業団事業計画及び収支予算について報告がされた。なお、この案件については平成24年3月27日開催の財団法人宇都宮市医療保健事業団第3回理事会で既に承認を受けているが、平成24年4月1日より新たに公益財団法人としてスタートしたことから、改めて報告する旨の説明がされた。

栗田昭治評議員より、検診センター部門の事業計画において、事業所健診の受診者数が全体的に落ちている。このうち、生活習慣病予防健診について、受診率の参酌標準を平成23年度47.5%に対し、平成24年度は50%に増やす予定をしているが、検診センターが受診者数を減らした理由を伺いたいとの発言があり、竹田検診センター次長より、昨今の景気低迷を受けて、顧客である事業所数が減少の傾向にあり、やむなく計画では減としたが、今後は渉外活動の強化を図るなどして受診者を確保していきたいとの回答がされた。

栗田昭治評議員より、生活習慣病予防健診の被保険者の受診率については、47.5%の参酌標準に対し、速報ベースであるが今年初めて48%にワンタッチした。今後は受診勧奨を徹底して実施していく予定であるので、申し込みがあった場合は、積極的に受け入れて頂きたいとの発言があり、事務局長より、鋭意努力していく旨の回答がされた。

続いて、亀卦川評議員より、数年前の健康診断業務については、民間の検診機関等と受診者獲得のため競合状態であったが、現在でもそのような競争の激しい状態なのかとの質問があり、

竹田検診センター次長より、やはり今でも宇都宮の大手の民間健診機関等へ受診者が若干流れている傾向があるとの回答がされた。

なお、鈴木常務理事より、今回の公益認定を受けるにあたり、県より健診事業は収益事業に該当するのではないかと指摘があったが、当検診センターは、民間との競合ではなく、民間が手を出しにくい中小零細企業の健診や住民健診等において、公益性をもって事業に取り組んでいくということで認可された。民間の健診機関には、収益性の高い大手の事業所などの健診を任せ、当検診センターは、必ずしも民間の健診機関とは競合しない体制で、小さな事業所等の健診について低廉な価格で取り組んでいきたい。

また、先ほど栗田評議員より生活習慣病予防健診について数字が落ちているとの質問があったが、前年の事業計画では、受診者を若干多く見積り過ぎたので、平成 24 年度については、平成 23 年度の実績に基づいて積算した。事業計画では落ちているように見えるが、実際の実績については伸びている。いづれにしても更に努力をしていくので、是非ご理解を頂きたいとの補足説明がされた。

なお 議長からも受診率向上のためにも積極的に取り組んでいただきたいとの発言がされた。

続いて、阪口勉評議員より、救急診療部門において、事業収入のうち「利用料金収入」は前年より増加しているにも拘らず、「指定管理料収入」が前年より減少している理由。また、事業費支出において「給料手当等」が減少しているのは、人員削減等でもあったのか教えていただきたいとの質問があった。

鈴木常務理事より、夜間休日救急診療所は宇都宮市の公の施設であり、当事業団はその指定管理者となっている。事業運営については全体をとおして赤字であり、利用料金制度については、患者からの診療収入が直接「利用料金収入」として収入に計上され、残りの赤字の部分が市からの「指定管理料収入」になる。平成 24 年度は、診療報酬の増や単価の増により「利用料金収入」の増を見込んだところである。なお「利用料金収入」と「指定管理料収入」については、片方が増えれば片方が下がるという関係にある。

また、給料手当等の減については、定年退職等による人事異動により配置される人員の人件費の違いによるものであるとの説明がされ、阪口評議員もこれを了承した。

引き続き、阪口評議員より、公益法人である以上は、利益ができれば課税になる可能性があるが、これを指定管理料の部分で調整しているのかとの質問があり、

鈴木常務理事より、利用料金制度については、平成 23 年度に新たに導入されたシステムである。以前は患者からの診療収入は、全額宇都宮市へ納付し、診療所でかかった費用全額を宇都宮市からの指定管理料としていたが、平成 23 年度から利用料金制度を導入した。これにより診療所の運営に弾力性を持たせる効果を図った。なお、決算についてはご質問のとおり黒字を残さないよう、最後に帳尻を合わせる形をとっているとの回答がされ、阪口評議員はこれを了承した。

この後、特に意見もなく、報告第 2 号について出席評議員 10 名全員により了承された。

## 議案第1号 常務理事の報酬総額等の決定について

冒頭に、議長よりこの議案については、鈴木常務理事本人に関する案件であり本人より退席したい旨の申出があったとの説明がされ、この後、鈴木常務理事は退席した。

続いて、議長の求めにより事務局長から役員等の報酬については「公益財団法人宇都宮市医療保健事業団役員等の報酬並びに費用に関する規程」で支給基準を定めているが、常務理事の報酬については総額が定められていないため、同規程の基準に基づき算出された総額を年額報酬（560万円以内）として定めたい旨の説明がされた。

賛否を諮ったところ、賛成9人、反対なしで議案第1号は原案どおり承認された。

なお、当議案終了後、再び鈴木常務理事は入場し、審議に参加した。

## その他

齋藤公司理事より、事業団の組織の中で検診センター部門に「営業企画課」とあるが、宇都宮市医師会理事会において、公益法人として名称がふさわしくないのではとの意見が出た。これは必ず修正すべきという訳ではないが、事務局の意見を聴きたいとの発言があり、事務局長より、名称が、公益目的事業にそぐわないとの意見は十分理解できるので、今後検討していきたい。なお、県の公益認定審査においても、健診事業については、公益目的事業に該当しないのではないかとこの質問があったが、健康診断業務のなかの公益目的事業を十分実施していく方向で県と調整し、認可を受けたところであるとの回答がされた。

また、議長からも、公益目的事業が十分でなければ公益財団法人とはいえないので、そこは十分検討していただきたいとの発言がされた。

以上をもって、すべての議案の審議が終了したので、午後7時45分議長は閉会を宣言し、解散した。

以上，この議事録が正確であることを証するため，議長及び議事録署名人は記名押印をする。

平成24年 4月27日

議長.....横松 薫.....

議事録署名人.....阪口 勉.....

議事録署名人.....菊池 進一.....

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団

事務局長 熊谷 照夫

総務課長 落合 陽子